

平成 22 年 11 月 9 日

各 位

社団法人日本動物園水族館協会
会 長 山 本 茂 行
(公印省略)

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に向けての要望の趣旨

当協会は、全国の主要な 89 動物園と 67 水族館を会員とする社団法人です。動物に密接に関係してきた団体として、今回の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に向けての当協会の基本的な立場を次の通り表明します。

今日の動物園・水族館は、「動物園等は、ただ動物を飼養して展覧する施設だけでなく、現在は絶滅の恐れのある野生動物の種保存の場、あるいは地球や地域の環境を学ぶ環境教育の場としての役割が大きくなっています。また複雑な社会構造の中、人間性の回復や癒しの場としての役割も重要となっています。」(展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説：環境省)とされるようになってきました。また歴史的にも、野生動物を中心とした展示動物の福祉の向上を始めとして、正しい知識の普及など社会に貢献する立場を確立し維持してきました。こうした状況にある一方、現行の法において当協会に加盟する有料園館は動物取扱業の登録等の義務が課せられるなど、動物園・水族館が社会的な施設としてその機能を果たしていく上で、動物を扱っているということだけで単純に位置付けられていることに起因する問題があると思慮しております。こうした点についての具体的な法改正に向けての要望事項は下記の通りです。

記

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」について

- (1) 第 10 条動物取扱業の登録について、〔別記〕に該当する施設については不要としていただきたい。
- (2) 第 26 条、特定動物の飼養又は保管の許可について、〔別記〕に該当する施設については不要としていただきたい。
- (3) 第 22 条、動物取扱責任者に関しては、〔別記〕に該当する施設については設置を不要としていただきたい。

2. 「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」について

- (1) 第 13 条第 10 号の通知書については、出発地と到着地のみにしていただきたい。

〔別 記〕

1. 国または地方公共団体の設置した施設
2. 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 29 条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣若しくは都道府県教育委員会の指定を受けた施設
3. 社団法人日本動物園水族館協会の会員の施設（前号に掲げる施設に該当するものを除く）

(理 由)

1. [1の(1)について] 法における登録の意義は、実態把握及び基準の順守などの実効性の確保にあり、また、都道府県及び区市町村などの地方公共団体は、法においては基本的に動物の適正な取扱いと行うべき責務があるとともに、動物の飼養及び保管について指導すべき立場となっています。こうした観点からすると、国が直接的に関与する団体や地方公共団体が設置する動物園・水族館が基準などを遵守し、その設立趣旨に合致するように運営を図っていくことは当然のこととなっています。付言すれば、法が想定している対象動物は主にペットであり、対象者はペット関係業者と考えられます。当協会の加盟園館うち設置者が県や市の地方自治体のものは60%を超えており、こうした「公の施設」が単純に「業者」の範疇として取り扱われることには必然性はありません。さらに当協会は、環境省から環境省域外保全基本方針に基づくモデル事業の受託を行うほか経済産業省とはワシントン条約関連緊急保護について寄託契約を締結するなど、単なる業者ではありえない立場と協力関係にあります。このほか、無料の動物園・水族館は業ではないため取扱業者とはされませんが、有料の場合は登録が必要となる点についても問題です。多くの動物園・水族館は中学生以下と65歳以上は無料とし、その数は入園館者の約半数にもなっています。有料無料にかかわらず機能を果たしているこうした公の施設としての役割に着目した措置がなされるべきであると考えます。また、当協会加盟の民営園館においても、「善管注意義務」を果たしていることは言うまでもありません。
- 2.[1の(2)について] この規定は、動物による人の生命、身体、財産への危害を防止するために、知事の許可を定めたものと考えられます。動物園・水族館の役割の一つが、特定動物、外来生物等の展示であり、これらを展示することで、種の多様性や野生動物の能力などの理解に役立っています。そうした目的で設置された施設であるので、規定が想定する恐れには該当せず、まさに、動物園・水族館は、これらの動物などを長期にわたり飼育する野生動物飼育の専門家集団です。
3. [1の(3)]について 動物取扱責任者の要件には、種別ごとに半年間以上の実務経験があること・1年以上教育する学校などを卒業していること・公平性及び専門性を持った団体が行う客観的試験による証明を得ていることなどが挙げられていますが、動物園・水族館の業務を行っていく上でこの要件を満たす職員は不可欠となっています。それは、物取扱責任者講習の講師を動物園・水族館が要請を受け派遣していることから明らかであり、会員を対象とした客観的な試験として飼育技師資格認定試験を実施している当協会の加盟園館には不要と考えられます。
4. [2の(1)について] 動物園水族館にとっての(特定)希少動物の移動とは、繁殖を目的とする種の保存事業の一環として、多くの場合BL(ブリーディングローン)により実施しており、法が想定する移動には該当せず、円滑な種の保存事業に支障をきたす恐れがあります。